

環境社会配慮ガイドラインに係るFAQ(新たに追加するもの)(案)

| 通番 | 該当箇所 | Questions | Answers |
|----|--------|---|--|
| 1 | | なぜ新ガイドラインを作成することになったのですか？ | これまで、有償資金協力については、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(2002年)を、技術協力については、「JICA環境社会配慮ガイドライン」(2004年)を、それぞれ適用してきました。 独立行政法人国際協力機構法の改正により、2008年10月よりJICAが我が国の政府開発援助の実施機関として技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担うこととなったことから、各援助手法の特性を踏まえつつ、これら2つのガイドラインの体系を一体化すべく、新ガイドラインを作成したものです。 |
| 2 | 1.3.18 | ガイドライン1.3.18において、「無償資金協力におけるGrant Agreement(G/A)等」とありますが、等には何が含まれますか？ | 技術協力における技術協力プロジェクトや開発計画調査型技術協力の実施を合意する文書が含まれます。 |
| 3 | 1.4 | 重要事項4の「意味ある参加」および「真摯な発言」とはどのような意味ですか？ | 「意味ある参加」とは双方向のコミュニケーションがあって、ステークホルダーの意見が適切に計画に反映されることを意味しています。 「真摯な発言」とは責任を持った発言を意味しています。 |
| 4 | 2.3.2 | 「不可分一体の事業」とはどのようなものですか？ | 「不可分一体の事業」とは、JICAが協力を行う対象プロジェクトと密接に結びついており、分けたり切り離したりできない事業を意味します。事業の関連度合い、実施主体、実施のタイミング等、様々な状況に応じてケース・バイ・ケースで判断します。例えば、ある鉱山事業と、その鉱山専用のインフラ整備事業については、不可分一体の事業と考えられる可能性があります。 |
| 5 | 2.3.2 | 原子力発電プロジェクトに関するJICAの支援の考え方はどのようなものですか？ | OECDのルールで原子力発電所建設をODAで支援することは禁じられています。他方で、関連の送電線等周辺施設建設の支援を行うことは可能です。JICAとしては、国際ルールに従うとともに、本環境社会ガイドラインに基づく適切な環境社会配慮を行いつつ開発途上国を支援してまいります。 |
| 6 | 2.6.3 | 大きな乖離がないことを確認する、世界銀行のセーフガードポリシーとはどのようなものですか？ | 世界銀行のセーフガードポリシーは、以下のHPアドレスに掲載されています。 http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/PROJECTS/EXTPOLICIES/EXTOPMANUAL/0,,menuPK:4564185~pagePK:64719906~piPK:64710996~theSitePK:502184,00.html 具体的には以下のようなものです。 ・ 環境アセスメント(OP 4.01) ・ 自然生息地(OP 4.04) ・ 病害虫管理(OP 4.09) ・ 先住民族(OP 4.10) ・ 有形文化資源(OP 4.11) ・ 非自発的住民移転(OP4.12) ・ 森林(OP 4.36) ・ ダムの安全性(OP 4.37)、 ・ 国際水路におけるプロジェクト(OP 7.50) ・ 紛争地におけるプロジェクト(OP 7.60) |

| 通番 | 該当箇所 | Questions | Answers |
|----|-------------------|---|--|
| 7 | 3.1.1.3及び3.1.2.10 | 情報公開に際し、個人情報の取扱いはどのように行うのですか？ | 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある個人情報は公開の対象としません。例えば、住民移転計画に記載されている個人の資産に関する情報が、これに該当すると考えています。 |
| 8 | 3.2.1.3 | 「環境レビュー前に、(協力準備調査の)最終報告書もしくはそれに相当する文書(いずれも、入札関連情報を除く)についてウェブサイトで公開する」の「それに相当する文書」とはどのようなものですか。 | 協力準備調査が完了し最終報告書が公開されていなくとも、環境社会配慮に関して十分な判断を行うことが可能となるよう、環境社会配慮に関する情報を含む所要の情報が全て含まれるものを公開することで、環境レビューを実施することが可能なことを明示したものです。所要の情報とは、プロジェクトの内容、スケジュール、プロジェクトの妥当性の検討、環境・社会配慮等の情報を指し、これら情報に関して協力準備調査の最終報告書に相当する文書を同最終報告書に代わって環境レビュー前に公開いたします。 |
| 9 | 3.2.1(1)1. | 先住民族の判断基準はどのようなものですか？ | 先住民族に該当するかは、世銀OP 4.10及び関連情報等を踏まえつつ、個別の状況に応じてJICAが判断していく方針です。 |
| 10 | 別紙1 生態系及び生物相 | ガイドライン別紙1の生態系及び生物相において、「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない。」とありますが、重要な自然生息地または重要な森林とはどのようなものですか。また、著しい転換、著しい劣化とはどのようなものですか？ | <p>世界銀行のセーフガードポリシーの定義を踏まえ、重要な自然生息地の例としては以下のようなものがあり得ると考えられます。また、重要な森林は重要な自然生息地と認められた森林地域を言うものと認識しています。</p> <p>重要な自然生息地</p> <p>(1) 既に指定された保護区、政府が公式に保護区候補地とする地域、伝統的な地域コミュニティが政府の指定に先んじて保護区と受け止める地域及びこれら地域を保護区足らしめるに不可欠な地域。</p> <p>(2) 上記(1)項で規定する地域以外の類例として、例えば、保護区に準じた存在として伝統的な地域コミュニティが受け止める地域、生物多様性保全に極めて適するとされる地域並びに希少種、危急種、移動種及び絶滅危惧種にとって重要な地域。</p> <p>また、世界銀行のセーフガードポリシーの定義を踏まえ、著しい転換、著しい劣化の考え方については、以下のように認識しております。</p> <p>著しい転換 重要な自然生息地足らしめる状態が、完全に消滅または著しく減少すること。</p> <p>著しい劣化 重要な自然生息地としての種の保全機能が、著しく減少すること。</p> |

| 通番 | 該当箇所 | Questions | Answers |
|----|-----------------|---|--|
| 11 | 別紙1 非自発的住民移転 | ガイドライン別紙1の非自発的住民移転において、「住民移転計画には、世界銀行のセーフガードポリシーのOP4.12 Annex Aに規定される内容が含まれることが望ましい」とありますが、OP4.12 Annex Aに規定される内容とはどのようなものですか？ | <p>OP4.12 Annex Aは、以下のHPアドレスに掲載されています。</p> <p>http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/PROJECTS/EXTPOLICIES/EXTOPMANUAL/0,,contentMDK:20066696~menuPK:4564185~pagePK:64709096~piPK:64709108~theSitePK:502184,00.html</p> <p>OP4.12 Annex Aで挙げられている、住民移転計画に記載すべき主な項目は、以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 移転に係る社会経済調査の結果 － 移転対象者の定義及び補償・支援の受給資格 － 損失価額の算定方法及び損失の補償方法 － 補償及び支援の具体的内容 － 移転先に用意される住宅、インフラ、公共施設 － 移転住民及び移転先コミュニティの移転プロセスへの参加 － 苦情処理メカニズム － 実施スケジュール － 費用見積もり及び予算計画 － モニタリング及び事後評価の概要 |
| 12 | 別紙1 先住民族 | ガイドライン別紙1の先住民族において、「プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や条約(先住民族の権利に関する国際連合宣言を含む)の考え方に沿って、土地及び資源に関する当該先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報が提供された上での自由な事前の協議を通じて、当該先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。」とありますが、先住民族に関する国際的な宣言や条約にはどのようなものがありますか？ | <p>先住民族に関する国際的な宣言や条約には、以下の宣言、条約が該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> －先住民族の権利に関する国際連合宣言 (United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples) －独立国における先住民族及び種族民に関する条約 (Convention concerning Indigenous and Tribal Peoples in Independent Countries) (通称: 国際労働機関 (ILO) 169号条約) |
| 13 | 別紙1 先住民族 | ガイドライン別紙1の先住民族において、「先住民族計画には、世界銀行のセーフガードポリシーのOP4.10 Annex Bに規定される内容が含まれることが望ましい」とありますが、OP4.10 Annex Bに規定される内容とはどのようなものですか？ | <p>OP4.10 Annex Bは、以下のHPアドレスに掲載されています。</p> <p>http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/PROJECTS/EXTPOLICIES/EXTOPMANUAL/0,,contentMDK:20066696~menuPK:4564185~pagePK:64709096~piPK:64709108~theSitePK:502184,00.html</p> <p>OP4.10 Annex Bでは、次のような項目を必要に応じて先住民移転計画に記載するものとして挙げています。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 先住民族に係る社会的アセスメントの要旨 － プロジェクトに係る情報が提供された上での先住民族との事前の自由な協議結果の要旨 － 先住民族が文化的に適切な社会経済的便益を享受することを保証する方策 － 先住民族に対する負の潜在的影響を回避、最小化、緩和あるいは補償する適切な方策 － 費用見積もり及び予算計画 － 苦情処理メカニズム － モニタリング及び事後評価の概要 |